

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の

特別措置について（早収期限延長の対象月の拡大）

2020年8月1日
釜石ガス株式会社

当社は、経済産業省から各ガス事業者へ「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」（令和2年3月19日）が発出されたことを受け、特別措置を実施しておりますが、影響の拡大・長期化の状況を踏まえ、さらに追加の対応として、下記の通りといたしますので、お知らせいたします。

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金貸付制度（※1）の「緊急小口資金・総合支援資金の貸付（3月25日受付開始）」を受けたお客さまで、当社にお申し出のあった場合に適用いたします。

2. 特別措置の内容

2020年3月検針分（ただし、早収料金適用期限が3月25日以降となるもの）、4月検針分、5月検針分、6月検針分、および7月検針分に加え、**8月検針分と9月検針分についても**ガス料金の早収料金適用期間（※2）を、それぞれ1か月延長いたします。

3. お申し出先

釜石ガス株式会社 営業部料金課

TEL:0193-22-3535（代表） / FAX:0193-22-3542

○受付時間：9：00～17：00（休・祝日を除く月曜～土曜）

○受付開始日：2020年3月25日（水）

※1 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付が必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度。

※2 早収料金適用期間

ガス料金支払義務発生日の翌日から起算して20日間です。ガス料金のお支払いが早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（遅収料金）をガス料金としてお支払いいただきます。